

福岡県公報

平成17年7月15日
第2413号

目 次

告 示 (第1376号—第1393号)

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○市の字の区域の変更	(地方課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 3	
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 4	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催	(緑化推進課) 5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 5
○公共測量の実施	(土木管理課) 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) 6

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 6
○福岡県土木部・建築都市部公共事業の再評価委員会の開催	(企画課) 7
収用委員会	
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課) 8
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課) 8

正 誤

○目次 (平成17年7月1日福岡県公報第2407号) 中正誤 9
○市の町の区域の変更 (平成17年7月福岡県告示第1300号) 中正誤 9

告 示

福岡県告示第1376号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女郡星野村字アブラ渕18139の2、18139の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1377号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡宮田町大字下有木字筒井田460番3、460番14、461番1、461番6、462番1及び463番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柏屋郡久山町大字久原2848番地1

ニッポー物流サービス株式会社 代表取締役 十時 康裕

福岡県告示第1378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、豊前市長から豊前市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、合河東部第二地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字下河内に編入する。

大字	字	地番
下川底		974の1から974の3までの各一部、975の1の一部、990の一部
これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部		

2 次の区域を大字下川底に編入する。

大字	字	地番
下河内		2567の1、2567の2の一部、2568の一部、2581の一部、2582の一部
これらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに大字下河内2589の1の地先の水路である国有地の一部		

福岡県告示第1379号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡上陽町大字上横山字西後川内5057の15、5095の33

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西後川内5057の15・5095の33（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1380号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字北大淵字木合847、894の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐には、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1381号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字売田16473、16475の1、16475の2、16476、16477、16479、16481の1、16486から16488まで、16491

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1382号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

甘木市大字柿原字堂ノ前985番5から985番17まで、985番19、985番20、1075番4、1075番6、975番1、975番3から975番5まで、975番7、975番10から975番13まで、975番16から975番18まで、976番4、976番6、977番5、985番1から985番4まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甘木市大字柿原1180番地

大隈 高博

福岡県告示第1383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイエーグルメシティJ R久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市中央街14番地の1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人あ

っては代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男	株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭	平成17年3月30日
株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭	株式会社ダイエー 代表取締役 樋口泰行	平成17年5月26日

福岡県告示第1384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 六ツ門再開発ビル

(2) 所在地 福岡県久留米市六ツ門町3番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男	株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭	平成17年3月30日
株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭	株式会社ダイエー 代表取締役 樋口泰行	平成17年5月26日

福岡県告示第1385号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

柏屋郡志免町大字吉原字八畠上514-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区香椎駅前3丁目28番17号

松尾 博幸

福岡県告示第1386号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

柏屋郡志免町大字吉原字八畠上514-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柏屋郡志免町大字吉原195-16

永田 廣志

福岡県告示第1387号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字長者原字沼ノ内771-16及び771-17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区水谷2丁目11番36号

マザーホーム株式会社 代表取締役 濱田 とし子

福岡県告示第1388号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字多久字中原455-1、及び同字久保田464-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市南風台3丁目12番22号（101）

中山 雅文

福岡県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	吹春線	前	八女郡黒木町大字土窪2046番1先から 同郡同町大字土窪1297番1先まで	9.2 ～ 26.0	500.0

	本 分	後	同上	11.8 ～ 32.6	500.0
--	-----	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第1390号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条第1項の規定により次のように公示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

日 時	場 所	案 件	公聴会に関する問い合わせ先
平成17年8月5日 午前10時30分から	志摩町役場第2庁舎 会議室4 糸島郡志摩町大字初 30	烏帽子島鳥獣保護 区特別保護地区の指 定について	福岡県水産林務部緑化推 進課 (電話092-643-3550)

福岡県告示第1391号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡黒木町大字笠原字中道10181の7、10181の8、10182の3、10182の4、10188の4、10188の8、10296の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 検査の種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

2 検査の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、直方市、田川市、行橋市、小郡市、春日市、苅田町	平成17年7月1日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
大牟田	県道	大牟田線 高田	前	三池郡高田町大字下楠田839番1先から 同郡同町大字下楠田55番1先まで	10.8 ~ 22.4	127.8
			後	三池郡高田町大字下楠田839番1先から 同郡同町大字原3番6先まで	10.4 ~ 22.4	181.4

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡都市計画用途地域

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成17年8月8日 午後7時から9時まで

(2) 場所

大野城市役所本館3階会議室（大野城市曙町2丁目2番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

〔福岡市を除く福岡都市計画区域〕

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度
第一種低層住居専用地域	約741ha	6/10以下	4/10以下	1.0m	165m ²	10m
	約305ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	165m ²	10m
	約33ha	8/10以下	5/10以下	—	165m ²	10m
	約33ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	165m ²	10m
	小計 約1,112ha					
第二種低層住居専用地域	約4.7ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	165m ²	10m
	約44ha	8/10以下	5/10以下	—	165m ²	10m
	約49ha					
	小計 約49ha					

第一種中高層 住居専用地域 小計	約21ha	10／10以下	5／10以下	—	—	—
	約57ha	15／10以下	5／10以下	—	—	—
	約203ha	15／10以下	6／10以下	—	—	—
	約21ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約302ha					
第二種中高層 住居専用地域 小計	約145ha	15／10以下	5／10以下	—	—	—
	約208ha	15／10以下	6／10以下	—	—	—
	約37ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約390ha					
第一種住居地 域 小計	約1,087ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約1,087ha					
第二種住居地 域 小計	約2.8ha	10／10以下	6／10以下	—	—	—
	約222ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約225ha					
準住居地域 小計	約46ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約46ha					
近隣商業地域 小計	約45ha	20／10以下	8／10以下	—	—	—
	約5ha	30／10以下	8／10以下	—	—	—
	約50ha					
商業地域 小計	約4.8ha	30／10以下	—	—	—	—
	約45ha	40／10以下	—	—	—	—
	約49ha					
準工業地域 小計	約712ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約20ha	30／10以下	6／10以下	—	—	—
	約732ha					
工業地域 小計	約9.0ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
	約9.0ha					

工業専用地域 小計	約23ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
合計	約4,074ha					

(2) 閲覧

同案については、平成17年7月15日から同月29日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大野城市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年7月29日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

平成17年度福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のよ

うに公開されるので、公告する。

平成17年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成17年7月26日 午後2時

2 会場

福岡市博多区千代1丁目20番31号

ホテルレガロ福岡 レガロホールB

3 予定議案

- (1) 道路事業（一般国道264号豆津バイパス）について
- (2) 道路事業（一般国道442号八女筑後バイパス）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県土木部企画課企画班（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成17年7月15日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

一般国道496号改築工事（豊津犀川バイパス・福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原地内から同県同郡同町大字光富字ナメラ地内まで及び同県同郡犀川町大字内垣字山

口地内から同県同郡同町大字木井馬場字宮ノ上地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [()は公簿地積]
福岡県京都郡犀川町大字木井馬場字ウド	543番	墓地	1,348.82 (1,348) 平方メートルのうち402.28 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

土地登記簿表題部所有者欄記載 野口七平外2名

又は

犀川町野口角隣組 上記代表者 野口角隣組長 野口和俊

福岡県京都郡犀川町大字木井馬場587番地

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成17年7月1日

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成17年7月15日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

一般国道496号改築工事（豊津犀川バイパス・福岡県京都郡豊津町大字光富字下川

原地内から同県同郡同町大字光富字ナメラ地内まで及び同県同郡犀川町大字内垣字山口地内から同県同郡同町大字木井馬場字宮ノ上地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [()は公簿地積]
福岡県京都郡犀川町大字木井馬場字丸塚	566番	畠	81.03 (81) 平方メートルのうち51.73平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した

土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし 土地登記簿表題部所有者欄記載 人民共有惣代 野口七平外2名

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成17年7月1日

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	同左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・7・1	2407	目次		1	○		後ろから 3		市の○町の区域の変更	市の●字の区域の変更
		告示	1300	7		○	2		北九州市の○町の区域	北九州市の●字の区域

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)